# NOREL利用規約

## ノレル自社型新車プラン

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社IDOM CaaS Technology（以下「当社」といいます。）が運営するNORELの利用に関し、当社と利用者に適用されます。お客様は、NORELの利用を開始するに先立って、本規約の内容をよくお読み下さい。

## 第 1 章総則

---

### 第1条（ノレル自社型新車プランの概要）

ノレル自社型新車プランは、当社が所有する自動車（当社がリースを受けた自動車の場合はリース会社が所有する自動車）を、お客様に対し、お客様をその自動車の使用者として、有償でリースするサービスです。お客様は、本規約にしたがって当社とNOREL会員契約および個別リース契約を締結することにより、当社がNORELを通じて会員に提案する自動車をリース利用することができます。お客様がNORELを通じて自動車のリースを受けるときは、その自動車の自動車検査証（いわゆる車検証を指します。）の使用者をお客様に変更した上で、本規約にしたがって当社と個別リース契約を締結します。NORELを利用して当社から自動車のリースを受けたときは、お客様には、本規約の定めにしたがって、当社に対しリース料等を支払う義務が生じます。お客様は、本規約に同意する前に、本規約の内容をよくお読みください。

### 第2条（目的）

本規約は、NORELの利用にあたり、お客様に遵守していただく事項およびお客様と当社との関係を定めます。

### 第3条（用語の定義）

本規約においては、次の各号に掲げる語は、それぞれ、各号に定める意味を有するものとします。

(1)「NOREL」とは、当社がお客様に対し「ノレル」「NOREL」の名称を使用して提供するサービスをいいます。

(2)「お客様」とは、NORELの利用を検討している者をいいます。

(3)「会員」とは、当社とNOREL会員契約を締結した者をいいます。

(4)「NOREL会員契約」とは、第8条第2項の規定にしたがってお客様と当社の間に成立する契約をいいます。

(5)「個別リース契約」とは、本規約第18条第4項の規定にしたがって会員と当社の間に成立する契約をいいます。

(6)「対象自動車」とは、個別リース契約の目的物たる自動車をいいます。

(7)「新規登録」とは、新車や中古車でナンバーのついていない車を登録する場合の手続きです。また「変更登録」とは、車検証上の使用者名義を変更することをいいます。

(8)「登録日」とは、対象自動車が新規登録された日をいいます。

(9)「リース期間」とは、会員が個別リース契約に基づき対象自動車のリース契約期間をいい、物件受取証記載の期間を指します。

(10)「リース料」とは、会員が対象自動車のリースの対価として個別リース契約に基づき当社に対して支払う金銭をいいます。

(11)「リース料等」とは、リース料その他の本規約、関連約款、NOREL会員契約、個別リース契約に基づき会員が当社に対して支払うべき全ての金銭をいいます。

(12)「本ウェブサイト」とは、当社が「https://norel.jp」のURLにおいて運営する、NORELに関するウェブサイトをいいます。

(13)「会員情報」とは、会員が第7条第2項の規定に基づいて当社に通知する情報をいいます。

(14)「取扱い店舗」とは、対象自動車の引渡しおよび返却を行う当社の店舗、IDOMその子会社等の店舗をいいます。

(15)「関連約款」とは、当社が本規約に関連して定めるNORELに関する規則、規約、約款その他の規程で、本ウェブサイトにおいてお客様に対し閲覧可能となっているものをいいます。

(16)「引渡し日」とは、当社が会員に対し対象自動車を引き渡す日をいいます。

(17)「物件受取証」とは、会員が対象自動車の納車を受け、対象自動車の検査を行った際に記入し、当社に交付するものです。

### 第4条（口座振替払いの合意）

1. 会員は、NOREL会員契約または個別リース契約に基づいて生じる当社に対する金銭の支払い義務の全部（損害賠償を含みます。）を、口座振替または、当社の指定する方法によって支払うものとします。
ただし、前受金および納車月のリース料については、当社の指定する銀行口座へ振り込む方法により支払うものとします。
なお、会員から当社への支払方法が銀行振込の場合で振込手数料が生じる場合は、会員が負担するものとします。
2. 前項の口座振替の方法による支払は、口座振替登録手続が完了した日が属する月の翌月から開始するものとします。
3. 第１項の規定にかかわらず、会員は、当社の承諾があるときに限り、第１項に定める方法以外の方法によってその履行をすることができるものとします。

4. 第1項に定めるもののほか、会員の都合（会員の責めに帰すべき事由がある場合のほか、会員の希望（個別リース契約の解約等）に伴って返金が生じる場合を含みます。）により当社が会員の銀行口座に振込送金をする場合、振込手数料は会員の負担とします。

### 第5条（使用者としてのリース）

1. 当社は、NORELにおいて、お客様を対象自動車の使用者として対象自動車をリースします。
2. 対象自動車のリースを受けるお客様は、対象自動車の自動車検査証の使用者欄に表示されます。対象自動車の使用者は、道路交通法（昭和３５年６月２５日法律第１０５号）、道路運送車両法（昭和２６年６月１日法律第１８５号）、道路運送車両法施行規則（昭和２６年８月１６日運輸省令第７４号）その他の法令を遵守しなければなりません。

## 第２章　NOREL会員契約

### 第6条（本規約への合意）

1. お客様は、本規約および関連約款を遵守することに合意しなければ、NOREL会員契約の締結を申込むことはできません。
2. お客様は、本規約および関連約款を遵守することに合意するときは、本ウェブサイト内の本規約および関連約款が表示される画面上において「同意する」のボタンを選択（クリック、タップその他の方法を含みます。以下本条において同じとします。）するものとします。
3. お客様が本規約および関連約款の表示される画面上において「同意する」のボタンを選択したときは、お客様は、本規約および関連約款を遵守することに合意したものとみなされます。なお、お客様が法人の場合、お客様は、当社に対し、当該ボタンを選択した者が本規約および関連約款に合意し、NOREL会員契約および個別リース契約を締結する権限を有していることを予め保証するものとします。

### 第7条（NOREL会員契約の申込み）

1. お客様は、NOREL会員契約の締結を申込むときは、本ウェブサイトを通じてその申込みを行うものとします。
2. お客様がNOREL会員契約の締結を申込むときは、本ウェブサイトの画面表示にしたがって、次に定める情報（第3条第13号の定義にしたがい「会員情報」といいます。）を当社に通知するものとします。

（お客様が個人の場合）
(1) 住所、氏名、年齢および生年月日
(2) 性別
(3) 連絡先電話番号
(4) 職業
(5) 勤務先の名称および連絡先
(6) 収入（手取月収および給与支給日）
(7) 当社からの連絡に使用するメールアドレス
(8) 運転免許証の情報
(9) その他当社の定める情報

（お客様が法人の場合）
(1) 法人の名称、住所および連絡先
(2) 代表者の住所、氏名、年齢および生年月日
(3) 代表者の性別
(4) 代表者の連絡先電話番号
(5) 当社からの連絡に使用するメールアドレス
(6) 担当者の氏名、連絡先電話番号

(7) その他当社の定める情報

### 第8条（NOREL会員契約の成立）

1. お客様が本規約に定める方法によりNOREL会員契約の申込みをしたときは、当社は、その申込みを承諾するか否かを電子メールによりお客様に通知します。
2. 当社がお客様の申込みを承諾する旨の通知がお客様に到達した時点をもって、当社とお客様の間に、NOREL会員契約が成立するものとします。

### 第9条（NOREL会員契約を締結できない場合）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当するお客様とは、NOREL会員契約を締結しません。
(1) 本規約を遵守することに合意しないお客様
(2) 満２０歳未満のお客様
(3) 法律行為を行う能力を有しないお客様
(4) 運転免許を取得していないお客様（お客様が法人の場合は除く）
(5) 過去に本規約もしくは当社の提供する他のサービスの規約に違反し、または、当社からNOREL会員契約もしくは個別リース契約、もしくは、当社の提供する他のサービスに関する契約を解除されたお客様
(6) 第7条第1項の規定にしたがわずにNOREL会員契約の締結を申込んだお客様
(7) 第7条第2項に定める情報を当社に通知しないお客様
(8) 反復継続して自動車の販売、購入、輸入、輸出または貸し渡しを行うお客様
(9) その他当社がNOREL会員契約を締結するに相当でないと認めるお客様
2. 当社は、お客様からのNOREL会員契約の申込みを拒絶したときであっても、その理由をお客様に通知いたしません。
3. お客様は、当社がお客様からのNOREL会員契約の申込みを拒絶したことに対し、異議を述べることはできないものとします。

### 第10条（IDおよびパスワード）

1. 当社は、会員に対し、本ウェブサイト上で各会員の専用ページを閲覧するためのIDおよびパスワードを発行します。
2. 会員は、IDおよびパスワードを厳重に管理するものとします。
3. IDおよびパスワードは、第三者に対して開示し、漏えいし、貸与しまたはその他の方法で使用させてはならないものとします。
4. 当社は、会員のIDおよびパスワードが本ウェブサイトで使用されたときは、本ウェブサイトにおける意思表示その他の行為をそのIDおよびパスワードを有する会員が行ったものとみなします。当社は、これによって会員に生じた不利益または損害について、一切責任を負いません。

### 第11条（会員登録に関する情報の変更）

1. 会員は、会員情報に該当する事実に変更があったときは、本ウェブサイトを通じてその変更を当社に通知するものとします。
2. 会員は、会員情報に事実と異なる情報が含まれていたことにより会員に生じた損害および不利益について、一切の責任を負うものとします。

### 第12条（会員によるNOREL会員契約の解約）

会員は、当社に対し、当社の定める方法で通知することにより、NOREL会員契約を解約することができます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、NOREL会員契約を解約することはできません。
(1) 現に効力を有する個別リース契約が存在するとき
(2) NOREL会員契約、個別リース契約または関連約款に基づく会員の当社に対する義務が存在するとき

### 第13条（個別リース契約申込みの資格）

会員は、本規約の規定にしたがって、個別リース契約を申込むことができます。当社とNOREL会員契約を結ばないお客様は、個別リース契約を申込むことはできません。

## 第３章　個別リース契約の成立と対象自動車の引渡し

---

### 第14条（個別リース契約の内容）

1. 当社と個別リース契約を締結した会員は、本規約および関連約款の規定に基づき、当社から自動車１台のリースを受けることができるものとします。
2. 会員は、前項に定めるリースの対価として、本規約および関連約款の規定に基づき、当社に対し、リース料を支払うものとし

ます。

## 第15条（個別リース契約の条件）

1.個別リース契約の契約条件は、本規約、関連約款および当社が本ウェブサイトに掲載する対象自動車の情報（以下「ウェブサイト情報」といいます。）に定めるとおりとします。

2.本規約、関連約款およびウェブサイト情報の定めるリースの条件が互いに抵触するときは、ウェブサイト情報の定める条件が他に優先し、関連約款の定める条件が本規約に優先するものとします。

3.会員は、前2項に定める条件と異なる条件により個別リース契約を申込むことはできません。

## 第16条（自動車保険への加入）

1. 会員は、会員の責任と費用負担において、対象自動車に係る自動車保険契約（以下「本件保険契約」といいます。）を締結し、リース期間中は継続し、保持しなければならないものとします。

２．会員は、下表の補償内容にて、本件保険契約を行い、対象自動車の納車前に当社へ本件保険契約の契約書の写しまたは保険証券の写しを提出するものとします。なお、会員は、本件保険契約の契約書の写しを提出した場合は、対象自動車の納車後30日以内に当社もしくは当社が指定する業者へ本件保険契約の保険証券の写しまたは付保証明書を提出するものとします。

3. 本件保険契約における車両保険においては、当社または当社の指定する者を被保険者とするものとします。

| 補償内容 | 補償範囲 | その他 |
|---|---|---|
| 対人賠償 | 無制限 | |
| 対物賠償 | 無制限 | |
| 車両保険 | 一般補償 | ※被保険者は当社または当社の指定する者にすること |

４．会員は、会員名義にて本件保険契約を締結するものとし、他人（家族含む）名義での契約や他車運転特約の利用はできません。

５．本件保険契約により補填されない損害（免責額を含む。）については、その一切を会員が負担するものとします。

６．会員は、本件保険契約に関する取り決めは、保険会社の約款および取扱規定に従うものとします。

７.当社は、会員に対し、会員が本件保険契約を締結するために必要な情報を提供するものとし、その他これに必要な協力をするものとします。

８.会員は、当社が求めた場合は、速やかに本件保険契約の保険証券の写しを当社へ提出するものとします。

## 第17条（個別リース契約の申込み）

1. 会員は、当社に対し、本ウェブサイトまたは当社が指定する電磁的記録方法を通じて、当社の定める方法により、個別リース契約の締結を申し込むことができるものとします。

2. 会員は、個別リース契約の申込みをするときは、本ウェブサイトに定める方法または当社が別途定める方法によって、次の事項を当社に通知するものとします。

⑴ 口座振替を実施する銀行口座の情報

⑵ その他当社が本ウェブサイトまたは当社が指定するフォームにおいて指定する情報

## 第18条（個別リース契約の成立）

1. 会員が前条の規定にしたがって個別リース契約の締結を申し込んだときは、当社は、速やかに審査を行い、その申込みを承諾するか否かを会員に通知します。

2. 会員が個別リース契約の締結を申し込む場合は、収入を証明するもの（法人の場合は商業登記簿謄本（発行日より3ヶ月以内）および直近の決算報告書（損益計算書・貸借対照表・販売費および一般管理費明細書））を提出するものとします。

3. 当社は、審査にあたり、追加の情報および資料の提出を会員に求める事ができるものとし、当該求めがあった場合、会員は速やかにこれらを提出するものとします。

4. 当社が申込みを承諾する場合は、第7条2項にて会員が登録を行ったメールアドレスに、承諾する旨の通知を送信します。その時点をもって、当社と会員の間に個別リース契約が成立します。

5.当社は、個別リース契約後7日以内に、本ウェブサイトまたは第7条2項にて会員が登録を行ったメールアドレスに、第31条第3項に定める額の前受金の請求をします。また、振込期限および振込手数料は第31条3項の通りとします。

6.会員が個別リース契約の申込みをした日から5営業日以内（土日・祝日は除く）に当社がその承諾または拒絶の通知を発しないときは、当社が会員の申込みを拒絶したものとみなします。

7.対象自動車への申込が重複した場合は、先に申込のあったものを優先するものとします。

8.会員は、当社が会員からの申込みを拒絶した場合であっても、これに異議を述べることはできません。

## 第19条（納車前の契約キャンセル）

１.当社は、第18条5項に定める前受金の入金（第31条3項の定めに従って、当社が前受金の分割払を認める場合、1回目の分割金の入金）をもって、本件車両の発注等の手続きを行います。よって、会員は、前受金の振込後のキャンセルはできません。
会員が前受金の振込後納車までの間にやむを得ずキャンセルを希望の場合は、第47条に定める早期解約の覚書を締結すると共に、下記で計算される精算利用料と追加精算金（追加精算金は12ヶ月分の利用料相当額）を、当社が指定する銀行口座に振り込む方法で支払うことで早期解約ができるものとします（振込手数料は会員の負担とします。）。
支払精算利用料＝12ヶ月分の利用料相当額－支払済みの前受金額
例）プラン利用料が37,000円（税別）であり、前受金額として1ヶ月分の利用料相当額が支払済みである場合
（利用料37,000円×11ヶ月）＋（追加精算金37,000円×12ヶ月）＝851,000円（税別）+消費税85,100円＝936,100円（税込）
※支払済みの前受金が1ヶ月分の利用料相当額である場合、お支払いいただく利用料は合計で12ヶ月分になります。支払済みの前受金が2ヶ月分の利用料相当額である場合も、お支払いいただく利用料は合計で12ヶ月分になります。
2.会員は、第18条5項に定める前受金の振込前に個別リース契約をキャンセルしようとする場合は、速やかに当社の指定する方法でキャンセルを申し込むものとします。この場合、会員はキャンセル料の支払いは不要とします。
3.当社は、会員からの第31条3項に定める前受金全額の入金が無い場合は、第58条1項12号により契約を解除できるものとします。

## 第20条（個別リース契約の有効期間）

１．個別リース契約は、本規約または関連約款の規定に基づいて終了した時まで効力を有するものとします。
２．対象自動車の個別リース契約期間は、最大3年間のプランの場合は最大36ヶ月、最大5年間のプランの場合は最大60ヶ月、最大7年間のプランの場合は最大84ヶ月とし（以下、それぞれのプランを、年数に応じて「3年契約」～「7年契約」といいます。）、第47条1項に定める方法で申し出が無い限り、契約満了まで、12ヶ月毎に自動更新するものとします。
３．個別リース契約は、会員が対象自動車を返還して原状回復費や走行距離超過料等の支払を完了した場合、終了するものとします。

## 第21条（対象自動車の掲載）

当社は、会員に対し、本ウェブサイト上またはチラシ（WEB掲載を含む）にて、会員に対してリースすることのできる自動車の情報（その自動車のリースに関する条件を含みます。）を掲載します。

## 第22条（個別リース契約の申込み時における対象自動車の選択）

会員は、個別リース契約の申込みをするときは、本ウェブサイトを通じて、当社の定める方法により、個別リース契約の申込みと同時に、当社が前条に基づいて掲載する自動車の中から、リースを受ける対象自動車を選択するものとします。

## 第23条（個別リース契約の申込み時における対象自動車のオプションの選択）

会員は、スタッドレスタイヤの付属やメンテナンスパック等のオプションを利用する場合、それらの料金は、前受金や月額利用料と一緒に支払うものとします。

## 第24条（対象自動車の選択の効力）

1. 第18条の規定にしたがって個別リース契約が成立したときは、当社は、本規約の規定にしたがって、会員に対し、その対象自動車を引渡し、これをリースするものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、対象自動車を会員に引渡すまでは、安全上の理由またはその他の理由により、個別リース契約を解除することができるものとします。当社は、かかる取消しによって会員に生じた損害に対し、責任を負いません。

## 第25条（必要書類の送付と法令に基づく手続）

1. 会員は、第22条の規定に基づき対象自動車を選択したときは、当社に対し、当社の定める方法により、当社の指定する期限までに、当社の定める書類を送付するものとします。
2. 前項の場合においては、会員は、当社が道路運送車両法およびこれに関係する法令に基づいて行う、新規登録または変更登録および自動車検査証の記入の手続に必要な協力をするものとします。

## 第26条（対象自動車の引渡し日の決定）

1. 当社は、会員から第25条第1項に定める書類を受領し、第25条第2項に定める手続をすべて完了したときは、会員に対し、その対象自動車の引渡し日の候補日を通知します。
2. 会員は、当社が前項の規定に基づき通知した候補日の中から、対象自動車の引渡し日を指定します。
3. 前項の規定にしたがって会員が指定した日を引渡し日とします。

## 第27条（対象自動車の引渡し）

1. 当社は、会員（会員が法人の場合は、第７条第2項に基づき会員が当社に通知した代表者または担当者）に対し、個別リース

契約で合意された取扱い店舗または当社の指定する場所において、引渡し日に、対象自動車を引き渡します。
但し、天災地変、ストライキその他の不可抗力、当社又は運送業者の都合、その他の会員に故意又は重大な過失が認められない事由による対象自動車の引渡遅延又は引渡不能の責任を当社は負いません。この場合、当社および会員は引渡し日の変更等について協議します。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、会員に未払いのリース料等があるときは、対象自動車の引渡しを拒絶することができるものとします。

## 第28条（引渡し前の点検）

1. 会員は、対象自動車の引渡しを受けるときは、対象自動車の状態を十分に確認するものとします。
2. 会員は納車を受けた後直ちに対象自動車の検査を行い、対象自動車の品質、種類及び数量（規格、仕様、性能その他対象自動車につき会員が必要とする一切の事項を含む。以下これらを総称して、対象自動車の品質等という。）が個別リース契約の内容に適合していることを確認したとき、物件受取証を遅滞なく当社に交付するものとし、当社が物件受取証を受領したときに、物件受取証記載の発行日をもって対象自動車の引渡しは完了したものとし、以後当社は、その引渡しの責任を負いません。
3. 前項に基づく検査の結果、対象自動車の品質等が個別リース契約の内容に適合していない（以下、対象自動車の品質等の不適合という。）ときは、会員は速やかにこれを当社に通知し、当社は対象自動車の保証書の範囲且つ自動車輸送に関する業務委託契約に従い、自動車製造者または輸送業者への担保責任の履行を受けて頂きます。
4. 会員は、対象自動車の納車を受けた時から、第2項の引渡しを完了するまで、善良な管理者の注意義務をもって対象自動車を保管します。
5. 会員は第3項に基づいて、補償等を請求する場合においてもリース料その他この契約に基づく債務の減免、または弁済の猶予を受けることはできません。

## 第29条（現状での引渡し）

対象自動車が新車の場合、品質等の不適合があった場合又は対象自動車の選択若しくは決定に際して会員に錯誤があった場合においては、会員は当社との間で、直接これを解決します。

## 第30条（会員の義務の不履行または受領拒否）

1. 次に掲げる各号のいずれかに該当する事由があるときは、当社は、会員に催告することなく、直ちに、当社の裁量により、会員による対象自動車の選択を取消し、または、個別リース契約もしくはNOREL会員契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。
(1) 会員が第25条各項に定める行為を行わないとき
(2) 会員に未払いのリース料等があるとき（当社が口座振替による方法での支払いを受けられなかった場合を含みます。）
(3) 会員が対象自動車の引渡しを受けることを拒絶し（会員が第26条第2項の規定に基づく対象自動車の引渡し日を指定しないことを含みます。）または引渡しに応じないまま引渡し日を経過したとき
2. 前項第1号または第2号のいずれかに該当する事由があるときは、会員は、当社に対し、損害賠償として、当社が個別リース契約の履行のために支出した費用（公租公課を含みます。）を支払うものとします。会員は、この金額を口座振替およびその他当社の指定する方法により支払うことに同意するものとします。
3. 第1項第3号に該当する事由があるときは、会員は、当社に対し、損害賠償として、当社が個別リース契約の履行のために支出した費用（公租公課を含みます。）に加え、リース期間終了日までのリース料金を支払うものとします。会員は、この金額を口座振替およびその他当社の指定する方法により支払うことに同意するものとします。

## 第31条（リース料等）

1. 個別リース契約のリース料は、対象自動車毎に定めるものとし、当社は、1ヶ月あたりのリース料をウェブサイト情報の一部として、会員に明示するものとします。なお、個別リース契約が新車の場合のリース期間の開始日は、対象自動車の登録日とし、会員はリース期間の開始日から満了日までの期間のリース料金を支払うものとします。
2. 当社は、毎月5日（金融機関の休業日である場合は、その翌営業日。）に、第17条第2項第1号において会員の指定した銀行口座より当月分のリース料の全額（これに対する消費税相当額を含みます。）の引き落としを実施します。ただし、登録日を含む月と翌月のリース料は、引き落としを実施しません。
3. 登録日を含む月のリース料と翌月のリース料（これに対する消費税相当額を含みます。）の2回分として当社が指定する金額の前受金については、第18条第4項の個別のリース契約成立後14日以内もしくは当社が指定する期日までに、会員は当社の指定する口座へ振り込むものとします。ただし、当社が認める場合、会員は、以下の形で計２回の分割払いをすることができるものとします。ただし、いずれの場合も、振込手数料は会員が負担するものとします。

1回目：第18条第4項の個別のリース契約成立後14日以内に、登録日を含む月のリース料相当額の支払

2回目：第18条第4項の個別のリース契約成立日を含む月の翌月または翌々月の当社が指定する日までに、登録日を含む月の

翌月のリース料相当額の支払

4.対象自動車の1ヶ月あたりの平均走行可能距離は、1,000㎞までとし、対象自動車の会員への引渡し時から当社への返却時までに増加した走行距離を、リース期間に係る月数で除した走行距離が、1,000㎞を超える場合、会員は、当社からの請求に従い、超過した走行距離に対し、1㎞あたり20円（税別）の超過走行距離料金を支払うものとします。

例：リース期間が84ヶ月で貸渡時走行距離が100㎞の場合、契約走行距離（走行可能距離）は84,100㎞。返却時走行距離が90,000㎞の場合、1ヶ月当たりの平均走行距離は1,070㎞になるため、走行距離超過料が発生します。

この場合の走行距離超過料は、90,000㎞-84,100㎞×20円（税別）＝118,000円（税別）になります。

5.返還された時点の対象自動車の実走行キロ数の月間平均が、契約走行キロ数に満たない場合であっても、これを理由として会員が当社に対しリース料の精算等を請求することはできません。

6.会員は、リース期間中、理由の如何を問わず、対象自動車の使用不能または不使用期間についてもリース料の支払いを免れません。また、会員が第47条各項の規定に基づき個別リース契約の終了する日より前の日を返却日として対象自動車を返却したときでも、当社はリース料等の返金は行いません（リース料等の日割り計算などは行いません）。

7.当社は、会員に対して、個別リース契約に付帯するサービスを提供する場合があり、当該サービスを利用する会員は、当該サービスに係る利用料をリース料とともに支払うものとします。

8.会員が、本規約に基づき、当社に支払うべき金員の支払いを遅滞したときは、支払うべき金額に対して支払期日又は立替払日の翌日からその完済に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

# 第４章個別リース契約に基づきリースされた対象自動車の使用・管理・保管

## 第32条（善管注意義務および法令等の遵守）

1. 会員は、対象自動車を善良な管理者の注意をもって保管し、使用し、管理するものとします。
2. 会員は、対象自動車の価値を減損させる行為をしてはならないものとします。また、会員は、当社の承諾なくして、対象自動車の保管場所を変更せず、また、対象自動車の改造、毀損等、現状を変更しないものとします。
3. 会員は、対象自動車の保管、使用および管理にあたって、法令を遵守し、交通の安全に留意するものとします。
4. 会員が法人の場合、会員の加入している任意保険の対象者以外の者に対象自動車を運転させてはならないものとします。
5. 対象自動車の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、遅滞なくその旨を当社に連絡するとともに、真の所有者を主張証明してその排除に努めるものとします。
6. 会員は、当社が必要と認める場合、会員への通知なく、自動車検査証を取得（電子的取得を含める）することに同意するものとします。

## 第33条（対象自動車の保管）

1. 当社は、対象自動車に当社が所有する旨の標識を貼付することができるものとし、また、会員は当社が要求したときは、当社の所有権標識を貼付します。
2. 会員は、対象自動車を、自動車検査証に記載された保管場所に保管するものとし、変更する場合は事前に当社に通知して当社の承諾を得るものとします。なお、対象自動車は日本国内でのみ使用するものとし、対象自動車を日本国外に持ち出すことはできません。
3. リース期間満了の前後を問わず、対象自動車の使用、維持、管理、保管、運行等に関する一切の費用は、会員が負担します。また、会員が対象自動車本来の用法または道路運送車両法その他の諸法令に違反し生じた責任、罰金等は、一切会員の負担とし、会員は当社に何等迷惑・損害をかけないものとします。
4. 会員は、対象自動車の実走行距離の月平均が1,000㎞を著しく超過しないように対象自動車を使用するものとします。
5. 会員は、対象自動車が損傷したときは、その原因の如何を問わず、速やかに修繕、修復を行います。なお、その費用は会員が負担します。
6. 会員は、対象自動車に対する車検証記載の所有者の所有権を侵害する行為、強制執行、その他の法的、事実的侵害を受けないように対象自動車を保全すると共に、そのような事態が発生したときは、直ちに当社に通知し、かつ速やかにその事態を解消させます。なお、第三者に対象自動車を占有された場合は、会員は所轄の警察署に盗難届等を提出するものとします。
7. 当社が、対象自動車の使用、保管等の状況を調査するために対象自動車の保管場所への立ち入りを要求したときは、会員は異議なくこれに応じるものとします。

## 第34条（対象自動車の維持整備）

1. 会員は、対象自動車のタイヤ、エンジンオイル、バッテリー、冷却水、ブレーキオイル、ウォッシャー液、各種電球、ブレー

キパット、ワイパーゴムその他の消耗品を点検および補充または交換するものとします。これらに要する費用は、会員が負担するものとします。
2.会員は、対象自動車の取扱説明書およびメンテナンスノート（整備手帳）等の指示を遵守し、対象自動車の危険性等に関する記載または通知があるときは、会員の責任において当該危険性等に起因する危険の防止に必要な措置を講じるものとします。これらに要する費用は、会員が負担するものとし、当該点検整備に要する期間についてもリース期間に含まれるものとします。
3. 会員は、対象自動車がそのメーカーの実施するリコール等の対象となったときは、速やかに、対象自動車についてそのリコール等の措置を受けるものとします。これに必要な費用は、会員が負担するものとします。本項において「リコール等」とは、対象自動車のメーカーが道路運送車両法第６３条の３に基づき行う改善措置（いわゆるリコール)、並びに、国土交通省の通達に基づき行う改善対策およびサービスキャンペーンを総称していうものとします。
4. 会員が前各項に定める事項を怠ったことにより、対象自動車に故障、不具合、安全性に対する懸念その他の事由が発生したときは、会員は、自己の費用でそれらを解消するものとします。
5. 会員が第1項ないし第2項に定める事項を怠ったことにより、対象自動車の価値に減損が生じたときは、会員は、当社に対し、その減損した価値を金銭により賠償するものとします。

## 第35条（メンテナンスサービス）

1. リース料等にメンテナンスサービス料が含まれる場合、会員は当社が定めるメンテナンス工場（以下、「メンテナンス工場」といいます。）で、リース契約付属明細書等で当社が示したスケジュールに従い、当該明細書記載のメンテナンスサービス（以下、単に「メンテナンスサービス」といいます。）を受けるものとします。なお、実際のメンテナンス実施時期及び実施場所は、事前に会員が自らメンテナンス工場と協議のうえ、決定するものとします。
2. 会員は理由の如何を問わず、メンテナンス工場での整備・修理を受けない場合でも、リース料等の支払いその他の個別リース契約にかかわる債務の履行を免れることは出来ず、当社に対して、メンテナンスサービス料相当額の返金を求めることもできません。
3. 会員は理由の如何を問わず、メンテナンス工場以外で、対象自動車の整備・修理を受けることができません。但し、その整備・修理に要した費用の一切を会員が自ら負担する場合は、この限りではありません。
4. 下記各号の場合の修理費用は会員の負担とします。
   (1) 天災地変等の不可抗力による損害、第三者による損害及び会員の故意、または過失に起因する修理等の諸費用。
   (2) 会員がリース契約付属明細書に記載されたメンテナンスサービスの全部又は一部を受けなかったことを原因とする自動車に生じた不具合の修理等の諸費用。
   (3) リース契約付属明細書に記載された以外のメンテナンスサービスにかかわる修理等の諸費用。
5. 会員は、当社の同意を得て、メンテナンス工場の変更をすることができる。この変更をしたことにより、リース料の変更が生じるときは、会員及び当社は別途当社所定の変更に関する契約を締結するものとします。
6. 会員は、当社が、本条の目的を満たすことを目的に、本規約に基づき当社に提供した氏名、住所、電話番号、運転免許証等の個人情報（契約成立後に会員から当社に提供されたこれらの変更にかかわるものを含む）、及びこの契約に関する契約の種類、契約日、借受日、メンテナンスサービス内容、メンテナンス料、自動車の自動車検査証等に記載されている一切の契約情報等をメンテナンス工場に提供することに同意するものとします。
7. 会員は、当社が、メンテナンスサービスに関連する業務を第三者に委託すること、当該第三者に対して、当該業務遂行のため前項の情報を提供することを予め承諾するものとします。
8. 会員は、自動車の継続検査手続きを行う際、メンテナンス工場が保安基準適合証の交付に代えて、当該保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により道路運送車両法で定められている登録情報処理機関に対し、提供することに同意するものとします。

第36条（車検拒否制度についての事前同意）

1. 会員は、メンテナンス工場が自動車の継続検査手続きを代行する際、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会のホームページを活用したインターネット照会で、放置違反金の有無を確認することに同意するものとします。また、メンテナンス工場から同照会に要する書面への捺印、又は自署が求められたときは、これに協力するものとします。
2. 会員は、放置違反金の滞納に起因する、自動車の継続検査の遅延、実施不能、又は関係書式の有効期限切れ等により発生する一切の責任、及び費用負担義務は会員が負うことに同意するものとします。

## 第37条（対象自動車に対する変更）

会員は、対象自動車について次に掲げる行為を行ってはならないものとします。
(1) 対象自動車の引渡し時の原状を回復することが不可能または困難となる改造、変更、部品の取り付けもしくは取り外し
(2) 対象自動車の規格、性能、機能、品質、仕様等の変更をすること。(例：ホイール、サスペンション、エンジン、マフラー、ハンドル、シートその他自動車の主たる構成部品の改造、変更、取り付け、取り外しまたは交換)

## 第38条（対象自動車の権利移転等の禁止）

1. 会員は、対象自動車を譲渡若しくは転貸しまたは本契約に基づく権利を譲渡することはできません。
2. 会員は、対象自動車について担保権等その他一切の権利を設定することはできません。
3. 会員は、本契約に基づく債務を、当社または当社の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

## 第39条（対象自動車の修繕に関する負担の割合）

会員は、会員の責に帰すべき事由または通常の使用によって対象自動車に生じた摩耗、損壊または故障に対する修繕を自ら行うものとします。

## 第40条（対象自動車に関する費用の負担）

リース期間中に対象自動車について発生する費用は、次の区分にしたがって、当社または会員がそれぞれ負担するものとします。
(1) 当社が負担する費用
ア自動車税
イその他、本規約において会員が負担することとされていない費用
(2) 会員が負担する費用
ア会員の責に帰すべき事由によって生じた摩耗、損壊または故障に対する整備および修理の費用
イ保管場所の確保にかかる費用
ウ通常の使用によって生じる摩耗に対する整備、修理、消耗品の補充および部品交換の費用
エ日常的な使用に伴って生じる一切の費用
オ道路運送車両法に定める日常点検整備に要する費用
カ道路運送車両法に定める定期点検整備（１２ヶ月および２４ヶ月法定点検）に要する費用および当該点検整備を行うために対象自動車を整備工場へ移動させるための費用。
キ対象自動車等についてメーカーからリコール等（第34条第3項の定義によります。）の措置を受けるために要する費用
ク交通事故によって発生する費用（その交通事故が会員の責によるものか否かを問わない。）
ケ法令違反の行為に対して法令に基づき課される罰金、科料、過料または反則金
コ燃料の費用
サ自賠責保険料および任意自動車保険料
シ自動車重量税
ス継続検査に要する費用
セ火災、地震、台風その他の天変地異または会員の責に帰すことのできない事由によって生じた不具合または故障に対する整備、修理および部品交換の費用
ソ対象自動車の経年劣化を原因として発生した故障の整備、修理および部品交換の費用

## 第41条（通知および説明）

1. 会員は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、速やかに、当社に対して通知するものとします。
(1) 対象自動車の現状が著しく変更されたとき
(2) 対象自動車の価値を著しく減損する事由が発生したとき
(3) 対象自動車の関係する交通事故が発生したとき
(4) 対象自動車が盗難にあったとき
(5) 対象自動車が会員の管理の及ばない状況に至ったとき
(6) 対象自動車の使用、維持、管理、保管に起因して第三者に損害を与えたとき
(7) その他対象自動車に不測の事態が生じたとき
2. 当社は、対象自動車の使用、保管または現状を確認するため、会員に対し、口頭もしくは書面により説明を求め、または、資料の提出を求めることができるものとします。当社が説明または資料の提出を求めたときは、会員は、速やかにこれに応じるものとします。

## 第42条（リース期間中の会員情報の変更）

1. リース期間中に会員情報に該当する事実に変更があった場合において、変更登録または自動車検査証の記入の手続を、会員

が管轄の陸運支局または自動車検査場にて行うものとします。
2. 前項の場合においては、会員は、自動車検査証の記入の手続をするにあたって当社の指示にしたがうものとします。会員は、当社の事前の承諾を得ることなく、自動車検査証の記入の手続をしないものとします。
3. 第1項の場合においては、会員は自ら、変更登録または自動車検査証の記入の手続に必要な書類を準備すると共に、当社に連絡し、変更手続きに必要な書類を請求するものとします。なお、当社は、会員に対し、変更書類発行手数料5,000円（税別）を本ウェブサイトを通じて、またはその他の方法により請求します。
4. 前3項の手続にかかる費用は、会員がこれを負担するものとします。

### 第43条（禁止事項）

1. 会員は、対象自動車を使用して、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
(1) 犯罪行為
(2) 社会正義に著しく反する行為
(3) 他人に迷惑をかける行為
(4) 貨物自動車運送事業または旅客自動車運送事業
(5) 対象自動車の日本国外への持ち出し
(6) 本件保険契約の途中解約、中断、または継続契約をせず、無保険状態にすること

### 第44条（買取りの打診）

1. 会員は、リース期間満了の2ヶ月前からリース期間満了までの期間中、当社に対し、当社の定める方法により、対象自動車を自ら買い取ることを打診することができるものとします。
2. 当社は、会員から前項の規定に基づく買取りの打診があったときは、その打診の日から10営業日以内にこれに応答するものとします。なお、当社と会員の間で会員が対象自動車を買い取ることの合意がなされた場合でも、会員は、対象自動車のリース期間満了により当社に対して対象自動車を返却するものとし、当社は、当社の定める手続きおよび整備の完了後、会員に対して対象自動車を納車するものとします。
3. 本条の規定は、当社が対象自動車を会員に売却することを保証するものではありません。

### 第45条（当社に変更が生じた場合）

車検証の所有者欄に記載されている所有者において商号変更、住所変更、合併、分割、事業譲渡等により、道路運送車両法に基づく変更登録・移転登録・自動車検査証記入等の申請を行う必要が生じた場合、会員は、当社がこの変更登録・移転登録を行うことを予め承諾するとともに、会員の代理として自動車検査証等の記載事項の変更手続きを行うことを予め承諾します。また、会員は、これらの手続きにおいて必要に応じ当社に協力するものとします。

## 第５章　個別リース契約の終了・対象自動車の返却

---

### 第46条（個別リース契約の終了）

１．対象自動車の個別リース契約は、3年契約の場合36ヶ月、5年契約の場合60ヶ月、7年契約の場合84ヶ月で終了となります。但し、物件受取証記載の満了日に拘らず、自動車検査証の有効期間が当該満了日の１ヶ月前以降に到来する場合は、その日をもってリース期間は終了したものとします。また、返却に伴い、当社に新たに費用が生じた場合、その費用は会員が負担するものとします。なお、車両をリース満了日前に返却する場合は、第47条の通りとします。
２．対象自動車の返却をもって、会員は対象自動車の使用はできず、その後、当社が自由に対象自動車の移動並びに使用、収益および処分できるものとします。

### 第47条（早期解約）

１．会員は、第20条2項に定める、対象自動車の登録日から12ヶ月毎の契約更新をせず、早期解約を希望される場合は、自動契約更新日の前日から60日前までに、当社の指定する方法により、早期解約の覚書を締結するものとします。
２．会員は、自動更新の30日前までに、未払いの利用料および次条に定める追加精算金を支払うものとし、当社はこれをもって、対象自動車の返却の手続きに入るものとします。
３．万が一、会員より前項の支払いがなされない場合は、当社は、支払うべき金額に対して支払期日の翌日からその完済に至るまで、年率14.6%（1年を365日とする日割り計算によります）の割合による遅延損害金を請求できるものとします。
４，会員は、第1項の覚書締結後、早期解約の申込を取り下げることはできないものとします。
５．会員は、第1項で締結した、早期解約満了日までに、当社または当社が指定した委託業者に対象自動車を引き渡さなければいけません。

６．会員の都合により、対象自動車の引渡しが遅れた場合、会員は、利用料と追加精算金を30日で割った日割分を当社に支払うものとします。ただし、会員が30日を超えて対象自動車を引き渡さない場合は、第1項で締結した早期解約覚書は無効となります。
７．その他返却に伴い、当社に新たに生じた費用を会員が負担するものとします。

## 第48条（契約不更新にともなう追加精算金）

本サービスは、12ヶ月毎の自動更新により、契約期間お乗りいただく前提で、月々のお支払額を低減・平準化して、毎月のリース料としています。契約更新月に更新をしないで終了する場合は、経過期間により下記の追加精算金をお支払いいただきます。会員は、契約を更新しないことを希望する場合、当社に対して、当社が定める方法によって、リース期間が終了する90日前までにその旨通知のうえ、リース期間が終了する60日前までに当社が指定する解約合意書を締結するものとし、これらの手続が履践されない場合、個別リース契約は12ヶ月間更新されるものとし、以後も同様とします。

＜3年契約の場合の追加精算金＞

| 経過期間 | 追加精算金 |
|---|---|
| 1～12ヶ月 | 毎月のリース料12ヶ月分 |
| 13～24ヶ月 | 毎月のリース料6ヶ月分 |
| 25～36ヶ月 | 無し |

＜5年契約の場合の追加精算金＞

| 経過期間 | 追加精算金 |
|---|---|
| 1～12ヶ月 | 毎月のリース料12ヶ月分 |
| 13～24ヶ月 | 毎月のリース料8ヶ月分 |
| 25～36ヶ月 | 毎月のリース料4ヶ月分 |
| 37～48ヶ月 | 毎月のリース料2ヶ月分 |
| 49～60ヶ月 | 無し |

＜7年契約の場合の追加精算金＞

| 経過期間 | 追加精算金 |
|---|---|
| 1～12ヶ月 | 毎月のリース料12ヶ月分 |
| 13～24ヶ月 | 毎月のリース料10ヶ月分 |
| 25～36ヶ月 | 毎月のリース料8ヶ月分 |
| 37～48ヶ月 | 毎月のリース料6ヶ月分 |
| 49～60ヶ月 | 毎月のリース料4ヶ月分 |
| 61～72ヶ月 | 毎月のリース料2ヶ月分 |
| 73～84ヶ月 | 無し |

## 第49条（対象自動車の返却）

1. 会員は、第46条1項に基づき個別リース契約が満了するときは、対象自動車の返却を希望する日（以下「返却希望日」といいます。）を、返却希望日の14営業日前までに、当社に対し、当社が定める方法より通知するものとします。ただし、当社の定める返却場所が、取扱い店舗の場合、会員は、取扱い店舗の休業日を返却日として選択することはできません。
2.当社は、会員から前項の通知を受領したときは、速やかに、会員に対し、返却希望日に返却を受け付けることの可否を通知するものとします。
3.前項により、当社が、会員に対し、返却希望日に返却を受け付けることが可能である旨の通知をしたときは、返却希望日が、対象自動車を返却する日（以下「返却日」といいます。）として確定するものとし、不可能である旨の通知をしたときは、会員は、当社に対し、改めて、返却希望日を通知するものとします。
4.会員は、当社に対し、返却日に、当社の定める方法にて、対象自動車を返却するものとします。

## 第50条（貸渡し義務の消滅）

前条第4項の返却日経過後は、個別リース契約に基づく当社の会員に対する対象自動車を貸し渡す義務は消滅するものとします。

## 第51条（原状回復）

1. 会員は、対象自動車の返却にあたっては、当社から引渡しを受けた時点の原状に回復した上で、対象自動車の鍵、自動車検査

証等及び自動車損害賠償責任保険証明書を併せて対象自動車を返却しなければならないものとします。なお、原状への回復にはカーナビゲーションシステムその他の情報機器に登録されている情報の消去（以下、情報消去という）を含むものとし、会員が情報消去を行わずに対象自動車を返還した場合、返還後に当該情報が漏洩したとしても、会員の責任と負担において解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。
2. 当社は、会員から対象自動車の返却を受けたときは、対象自動車が原状回復されているか否かを点検します。
3. 当社は、前項に定める点検の結果を、会員に対して通知します。
4. 第2項に定める点検の結果、返却された対象自動車の原状回復がされていないことが判明したときは、当社は、会員に対し、原状回復費用を請求できるものとします。会員は、この費用を当社の定める方法により支払うことに同意し、また、当該支払いに係る手数料が発生する場合はこれを負担するものとします。

## 第52条（残置動産）

1. 会員が前条に定める原状回復の義務を怠って対象自動車を返却した場合において、その返却時に対象自動車に付着しまたは対象自動車内に残置されていた動産（自動車の部品およびパーツを含みます。以下「残置動産」といいます。）があるときは、当社は、会員がその動産に関する所有権を放棄したものとみなします。当社は、残置動産を任意に処分することができるものとします。会員は、これに対する異議を述べることはできません。
2. 会員は、前項の当社による残置動産の処分にかかった費用を負担するものとします。（例：タイヤの処分費用など）
3. 会員は、当社に対し、残置動産の買取りを請求することはできません。

## 第53条（有益費償還請求権の排除）

会員は、対象自動車を改造もしくは変更し、または、対象自動車に動産を付着させたことを根拠として、当社に対し有益費の償還を求めることはできないものとします。

## 第54条（返却の遅延）

1. リース期間の経過、個別リース契約の終了その他の事由により会員が当社に対して対象自動車を返却すべき場合において、会員が対象自動車を返却すべき期日を経過した後も対象自動車を返却しないときは、当社または当社の代理人は通知、催告を要することなく、対象自動車の所在場所に立ち入り、対象自動車の占有を回復してこれを搬出することができます。
2. 会員は、当社に対し、対象自動車を返却すべき日の翌日から対象自動車を返却した日までの期間のリース料および追加精算金を30日で割った日割分を支払うものとします。会員は、この金額を当社の定める方法により支払うことに同意するものとします。

## 第55条（個別リース契約の解除による返却）

1. 本規約または法令の規定により個別リース契約が解除されたときは、会員は、当社に対し、直ちに、当社の指定する方法にて、対象自動車を返却するものとします。
2. 前項の場合において、対象自動車が走行できない状態にあるときは、対象自動車を当社の指定する場所まで陸送する費用は、会員がこれを負担するものとします。
3.会員が対象自動車を放置駐車する等により、警察、駐車場の所有者またはその管理者等より、対象自動車の撤去勧告がなされた場合で、当社と会員との連絡が途絶しているときまたは当社の催告にもかかわらず会員が当社の撤去指示に従わないときは、当社は、会員の許可なく対象自動車を撤去することができるものとし、会員は予めこれを承諾して異議を述べることはできないものとします。また、当該撤去にかかった費用および撤去の際に対象自動車が損傷した場合の原状回復費は会員が負担するものとします。

## 第56条（対象自動車の返却不能）

1. 会員が対象自動車のリースを受けている間（会員が対象自動車の返却義務を怠っている間を含みます。）に対象自動車が当社に対して返却することのできない状態（以下「返却不能」といいます。）に至ったとき（対象自動車の物理的な消滅、海没、盗難を含みます。以下本条において同じとします。）は、個別リース契約は終了するものとします。
2. 前項の場合において、対象自動車の返却不能が会員の責に帰すべき事由によるものであるときは、会員は、当社に対し、対象自動車の価額に相当する金額を賠償するものとします。

## 第57条（車両の機能停止）

1. 会員が以下のいずれかに該当した場合、当社は、第 64 条の GPS 装置等の遠隔操作によって、エンジンの作動停止、その他対象自動車の機能の一部または全部を停止する措置を講じることができる。
   (1) 本規約に基づき義務を負う金銭の支払を正当な理由なく 1 日以上怠った場合
   (2) 本規約の重要な条項に違反した場合
   (3) その他、当社が車両の保全を必要と判断する重大な事由が発生した場合

2. 前項の措置を講じる場合、当社は、事前に会員に対し、その旨を書面または電磁的方法により通知する。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
3. 当社は、第１項の措置により当社に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わない。

# 第6章　一般条項

## 第58条（当社による契約の解除等）

1. 当社は、次のいずれかの事由があるときは、NOREL会員契約または個別リース契約の全部または一部を何らの催告なく解除することができるものとします。
(1) 当社に通知した会員情報その他の情報に虚偽があるとき
(2) 会員が本規約、関連約款、NOREL会員契約または個別リース契約のいずれかの規定または条件に違反したとき
(3) 会員が個別リース契約に基づくリース料等の支払いを一度でも怠ったとき
(4) 会員が成年後見、保佐または補助開始の審判を受けたとき
(5) 会員が仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立て、公租公課の滞納処分または保全差押えを受けたとき
(6) 会員が刑事上の訴追を受けたとき
(7) 支払を停止したとき、支払不能の状態に陥ったとき、または破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始その他債務整理・事業再生に係る手続の申立てを受け、またはこれらの申立てをしたとき。
(8) 小切手又は手形の不渡り若しくは電子記録債権の支払不能を１回でも発生させたとき
(9) 会員が死亡、解散または事業を廃止したとき
(10) 会員の責に帰すべき事由により対象自動車が使用不能な状態に至ったとき
(11) 本件保険契約が終了したとき
(12) 会員が第31条3項に定める期限までに前受金全額の入金を行わなかったとき
(13)その他当社がNORELのサービスを提供することが不適当であると判断したとき
2. 当社は、対象自動車に生じた不具合、故障等の修理に多額の費用を要する場合等、当社が、対象自動車を会員の使用収益に供することが適当でないと判断した場合は、会員に対して、個別リース契約の解除を申し入れることができ、会員はこの申し入れを受け入れるものとします。

## 第59条（期限の利益の喪失等）

当社が第58条または第71条第4項の規定に基づき個別リース契約を解除したときは、会員は、リース料等についてただちに期限の利益を喪失するものとし、当社に対し、解除された時までの間のリース料を完済するほか、第48条に定める追加精算金を支払うものとします。なお、対象自動車の毀損や汚損が激しく、著しく商品価値を損なう状態の場合は、未経過の残存リース料総額と残価との合計額からなる規定損害金(法人税法上対象自動車の売買があったものとして所得の金額を計算すべき場合は未払消費税等相当額を含む。)を一括して支払うものとします。

## 第60条（当社の責任）

NOREL会員契約または個別リース契約に関して当社の責めに帰すべき事由によりお客様または会員に損害が生じたときは、当社は、その請求原因を問わず、お客様または会員が直接に被った損害の額を上限として、その損害を賠償します。ただし、当社に故意又は重過失がある場合を除きます。

## 第61条（損害賠償）

会員が本規約の規定のいずれかに違反し、それによって当社に損害が生じたときは、会員は、当社に対し、その損害の全額（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。ただし、本規約に別段の定めがある場合を除きます。

## 第62条（自動車登録ファイルの情報の取得）

当社は、道路運送車両法第22条の規定に基づき、対象自動車の自動車登録ファイルに記録されている情報を取得することがあります。取得した情報に会員の個人情報が含まれているときは、当社は、これを個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５７号）および当社の個人情報保護方針にしたがって管理します。

## 第63条（住民票の取得）

当社は、会員との個別リース契約が終了した場合において、会員が対象自動車の返却を怠り、またはリース料、原状回復費や規定損害金を支払わない場合で、当社が会員に対する対象自動車の返還請求権の行使および債権の督促に必要であるときは、住民

基本台帳法（昭和４２年７月２５日法律第８１号）第１２条の３第１項第１号または同第３号の規定に基づき、市区町村長から会員の住民票の写し等の交付を受けることがあります。取得した情報に会員の個人情報が含まれているときは、当社は、これを個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５７号）および当社の個人情報保護方針にしたがって管理します。

## 第64条（個人情報）

1. 当社は、NOREL会員契約または個別リース契約に関してお客様または会員から提供を受けた個人情報その他の情報（会員情報を含みます。）を、当社の個人情報保護方針および本規約にしたがって管理しまたは使用します。
2. 当社は、対象自動車に設置した電子機器（以下「GPS装置等」といいます。）を通じて、必要に応じ、対象自動車の位置、走行距離、急発進および急停止並びに対象自動車に生じた衝撃その他の情報（以下「位置情報等」といいます。）を取得し、対象自動車の管理（回収を含みます。）、本規約に基づく権利の行使および当社の個人情報保護方針に記載した目的に利用する場合があるものとし、会員はこれに同意するものとします。
3. 会員は、個別リース契約が終了するまでの間、当社の承諾を得ることなく、前項のGPS装置等が設置された対象自動車から、当該GPS装置等を取り外す等、当社が位置情報等を取得することを困難にする一切の行為をしてはならないものとします。
4. 当社は、会員のすべての債務が完済された場合、速やかに、GPS装置等を対象自動車から取り外すものとし、会員は、取り外しに必要な協力をするものとします。

## 第65条（本規約の変更）

1. 当社は、会員への事前の通知なく、かつ、会員から承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。
2. 前項の規定に基づく本規約の変更は、別段の定めがない限り、当社が変更後の本規約を本ウェブサイトにおいて会員に閲覧可能な状態にした時に効力を生じるものとし、その時点をもって、NOREL会員契約または個別リース契約の契約内容となるものとします。
3. 会員は、随時、本ウェブサイトにおいて本規約の内容を確認するものとします。規約の変更の確認をしなかったことに起因する不利益は会員が負担するものとします。

## 第66条（会員の禁止事項）

会員は、NORELの利用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

(1) NORELにおいて使用もしくは記載され、または、対象自動車に付された当社の商標、製品の表示、著作権の表示、注意喚起の文言または制限事項の表示等を削除しまたは改変すること

(2) NORELにおいて利用されている著作物の複製、公衆送信、展示、譲渡、貸与、翻訳、翻案および二次著作物の作成その他の利用または使用をすること

(3) NORELに関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権を侵害すること

(4) 第三者に対し、NOREL会員契約または個別リース契約に基づく権利を移転し、販売し、譲渡しまたはその他の処分をすること

(5) 本ウェブサイトを提供するサーバに不正アクセスすること

(6) 当社によるNORELの運営を妨害し、NORELの信用を毀損しまたはそれらのおそれがある行為をすること

(7) NORELを利用して法令に違反しまたは違反する可能性がある行為をすること

(8) 当社もしくは第三者の権利を侵害し、制限し若しくは妨害しまたはそれらのおそれがある行為をすること

## 第67条（NORELの廃止）

1. 当社は、当社の裁量により、会員に事前に通知することなく、かつ、会員の承諾を得ることなく、3ヶ月間またはこれを超える期間の予告期間を設けることによって、NORELを廃止することができるものとします。ただし、当社は、すでに存在する個別リース契約のリース期間を短縮することはできないものとします。
2. 当社は、前項の規定に基づくNORELの廃止に起因してお客様または会員に生じた損害につき、一切の責任を負いません。

## 第68条（意思表示または通知の方法）

当社から会員に対する意思表示または通知は、その内容を本ウェブサイトにおいて会員に通知する方法により行うことができるものとします。この方法による意思表示または通知は、本ウェブサイトにおいてそれが閲覧可能になった時に会員に到達したものとします。

## 第69条（権利義務等の移転の禁止）

会員は、NOREL会員契約または個別リース契約の契約上の地位を第三者に承継させまたはその権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、担保に供し若しくは引き受けさせることはできません。

## 第70条（可分性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、当該条項または当該一部以外の本規約の条項の効力には影響を与えないものとします。

## 第71条（反社会的勢力の排除）

1. 当社およびお客様（会員、会員の代表者およびその役職員を含みます。以下本条において同じ。）は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し保証します。

⑴自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等またはその他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと

⑵自らの役員および従業員が反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと

⑶反社会的勢力に自己の名義を利用させてNOREL会員契約または個別リース契約を締結するものでないこと

⑷反社会的勢力との間に、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有さず、かつ、将来にわたっても有さないこと

⑸反社会的勢力との間に、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有さず、かつ、将来にわたっても有さないこと

⑹反社会的勢力との間に、役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有さず、かつ、将来にわたっても有さないこと

2. 当社およびお客様は、それぞれ相手方に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号の行為を行わないことを表明し保証します。

⑴ 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為

⑵ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

⑶ 法的責任を超えた不当な要求行為

3. 会員は如何なる場合でも、自己が暴力団等反社会的勢力ではないことに関する当社による調査に協力し、当社が必要とする場合、当該調査に必要な情報を提供します。また会員は当該調査のために自己の情報（個人情報を含むが、これに限らない）を当社が第三者に提供することに、異議なく同意します。

4. 当社またはお客様の一方が、第1項または第2項の各号のいずれかに違反したときは、その相手方は、何らの催告を要せずして、NOREL会員契約または個別リース契約を解除することができるものとします。

## 第72条（準拠法）

NOREL会員契約および個別リース契約の成立および効力に関する準拠法は、日本法とします。

## 第73条（管轄裁判所）

当社とお客様または会員との間で本規約、関連約款、NOREL会員契約または個別リース契約に関係して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2024年7月12日制定
2025年8月31日改定
2025年9月11日改定